

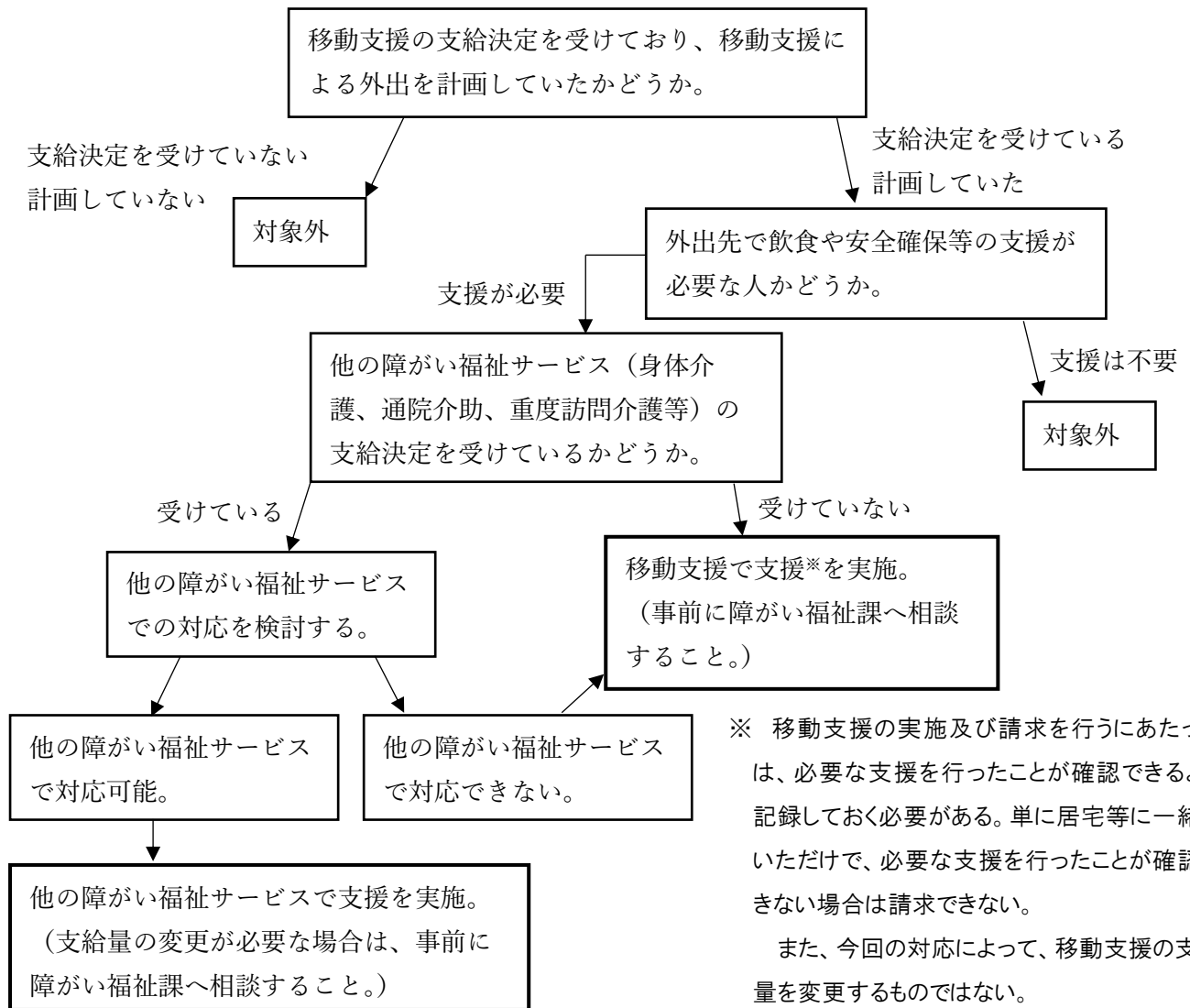
問 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障がい者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか。

(答)

当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障がい福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。

【八尾市での対応】

厚生労働省のQ&Aに基づき、本市での移動支援の取扱いについては、当面の間、次のフローチャートのとおりとします。



※ 移動支援の実施及び請求を行うにあたっては、必要な支援を行ったことが確認できるよう記録しておく必要がある。単に居宅等に一緒にいただけで、必要な支援を行ったことが確認できない場合は請求できない。
また、今回の対応によって、移動支援の支給量を変更するものではない。

【問合せ先】
八尾市障がい福祉課（電話：072-924-3838）